

## 議案第35号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐倉市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を求める。

#### 1 取得する財産

##### (1) 土地

所在 佐倉市飯野字見当作

地番 602番の一部

地目 山林

地積 2,136.69平方メートル

##### (2) 土地

所在 佐倉市飯野字見当作

地番 605番の一部

地目 山林

地積 238.24平方メートル

##### (3) 土地

所在 佐倉市飯野字見当作

地番 606番の一部

地目 山林

地積 840.73平方メートル

(4) 土地

所在 佐倉市飯野字見当作

地番 608番の一部

地目 山林

地積 20.86平方メートル

(5) 土地

所在 佐倉市飯野字三角

地番 616番の一部

地目 畑

地積 1,814.91平方メートル

2 取得の方法

随意契約による買入れ

3 取得に要する金額

25,414,470円

4 取得に係る相手方

●●●●●●●●●●

● ● ● ●

令和7年2月25日提出

佐倉市長 西田 三十五